

広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

広島県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五第二第一項 1(二)中「幅員は、」を「有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては」に改め、同項 1(三)中「横断こう配は、二パーセント」を「縦断勾配は五パーセント以下とし、横断勾配は一パーセント」に改め、同項 1に次のように加える。

(四) 舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い材料で仕上げることを。

別表第五第二第一項 4(二)中「階段、傾斜路の部分及び踊場には、」を削り、「手すり」を「二段式手すり」に改め、同項 4(三)中「粗面とし、又は滑りにくい」を「平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い」に改め、同項 6中「設けるよう努める」を「設ける」に改め、同表第二第二項(一)中「内のりを百五十センチメートル以上とする」を「内法を二百センチメートル以上とし、出入口からの水平距離百五十センチメートル以上の水平面を確保する」に改め、同項(二)を削り、同項(三)ただし書を削り、同項(三)を同項(二)とし、同項(四)中「程度」を「以上」に改め、同項(四)を同項(三)とし、同表第二第三項 1(一)中「するよう努める」を「する」に改め、同項 1(二)中「百五十センチメートル」を「二百センチメートル」に改め、同項 1(三)中「二センチメートル以下とし、すりつけこう配は八パーセント以下とすること」を「、設けないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、すりつけ勾配を八パーセント以下とするときに限り、二センチメートル以下の段を設けることができる」に改め、同項 2(一)中「縦断こう配は、」を「縦断勾配は」に、「する」を「し、横断勾配は設けない」に改め、同項 2(三)中「手すり」を「両側に手すり」に改め、同表第二第四項(一)中「としないよう努める」を「を設けない」に改め、同項(三)中「立ち上り」を「立ち上り（側面が壁である場合は除く。「を設けない」に改め、同項(三)中「立ち上り」を「立ち上り（側面が壁である場合は除く。「に、」に、「設ける」を「両側に設ける」に改め、同表第二第五項(二)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表第二第六項及び第七項中「するよう努める」を「する」に改め、同表第二第八項中「車いす」を「車椅子」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。